

2025年4月1日（火）
愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課
食品衛生・監視グループ
担 当 垣添・安達
内 線 3254・3255
ダイヤルイン 052-954-6249
電子メール eisei@pref.aichi.lg.jp

ふぐの有毒部位の不適切な管理について

豊川保健所に、2025年4月1日（火）午後1時頃、一般の方から「蒲郡市内の店舗で魚の肝臓を入手したが、肝臓がふぐのものであった場合、食べられるのか。」との連絡がありました。

豊川保健所が営業者へ聞き取りを行ったところ、当該施設においてふぐを含む魚の肝臓等が、一般の方が自由に持ち帰りできる状態になっていたことの確認がとれました。

ふぐの肝臓がどの程度含まれていたかなどの詳細については調査中ですが、ふぐの有毒部位（肝臓等）を食べると重篤な場合、呼吸停止により死亡することもありますので、注意喚起のためお知らせします。

当該品をお持ちの方は、**絶対に喫食せず**、営業者に返却してください。

1 概要

期 間：2025年4月1日（火）まで（開始時期は調査中）

施 設：株式会社石川商店^{いしかわしょうてん}マーケット部^ぶ

施設所在地：蒲郡市西浦町前浜^{がまごおりしにしうらちょうまえはま}3-1

管理状況：ふぐを含む魚の肝臓等が入ったビニール袋を箱に入れ、一般の方が自由に持ち帰りできる場所で保管していた。

数 量：調査中

お問合せ先

営業者：株式会社石川商店

0533-57-7161

2 県民の皆様へのお願い

お手元に当該品がある場合には、絶対に食べずに営業者まで連絡してください。

3 ふぐの毒性

ふぐの有毒部位を食べた場合には、しびれ、運動麻痺等の神経症状が現れる可能性があります。重篤な場合には、呼吸停止により死亡することもあります。

愛知県ふぐ取扱い規制条例（昭和 51 年 3 月 29 日）抜粋

第八条 2 ふぐ処理師は、ふぐの処理に当たっては、衛生上必要な措置を講ずるとともに、除去した卵巣等を人に害を与えるおそれのないよう焼却する等適正に処分しなければならない。

ビニール袋に入った魚の肝臓等



管理状況

（ふぐを含む魚の肝臓等が入ったビニール袋を箱に入れ、一般の方が自由に持ち帰りできる場所で保管していた）

